

(答辯書第三號) 昭和二十二年七月九日配付

内閣參甲第七号

昭和二十二年七月八日

内閣總理大臣 片山

哲

參議院議長 松平恒雄殿

參議院議員姫井伊介君提出米麥專賣制実施に關する質問に對し別紙答弁書を送付する。

## 米麦專賣制実施に関する件

### ◎參議院議員姫井伊介君提出に依る質問に対する答弁書

一、米麦專賣制度の実施に関する意見は既往より屢々之を聞くのであるが、次に述べるような種々の欠陥があるため、政府としては現在その実施を考えていらない。

二、専賣論を考えるに當つて先ず専賣制の対象をどの程度迄拡張するかが問題であるが生産物の流通分配關係に於てのみ独占権を行使する所謂販賣専賣の程度とすれば、生産物の販賣命令、販賣系路、配給機關を厳格に定め、法令に基いて運用されつつある現行食糧管理制度とは大差ないものになり、公然政府の独占を宣言し、生産者の生産意慾の上に微妙な影響を與える専賣觀念を採り上げる必要が稀薄であると思う。

即ち農民によつて生産された米麦の総量を政府買上げとし、農家の消費は政府の配給に依存する形態が想定されるのであるが此の方式によれば食糧の需給調整が比較的高度に計画化されること及実收量の完全な把握が出来るとすればそれが即供出割当量となるから、現行の供出割当の決定に対する労力が節約されることの二点が長所と云える。

然しながら農民にとって自己の生産した食糧を悉く一旦政府に賣渡さなければならないと云うことは、生産意慾に逆作用を與える虞れがあり、又收買米麥の完全管理のため、貯藏施設の大規模な増設を必要とするため、現在の收容力を以てしては不徹底なる委託管理を行わねばならぬ等欠陥が多く現行制度に比し弊害は寧ろ増加するものと思う。

又販賣過程のみならず生産過程にまで政府の独占を拡張するときは農業經營の自律性は完全に拂拭され、増産に対する農民の関心が低下することは一層甚だしくなると共に、その完全管理のため新たに厖大なる專賣官署の設置を必要とする等の難点がある。

政府としては斯かる弊害を種々勘案し、現行供出制度の改善の方向を農民の生産意慾、經營の合理化に並行せしめつつ供出本來の目的たる國民食糧の供給確保を図り得るよう日下銳意検討中である。